

【身体障害者手帳の新規申請、再交付申請、返還届の提出】

身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、交付されます。郵送で可能な手続きは以下の通りです。

●新規交付

所定の診断書を指定医師へ持っていき診断を受けていただき、障害福祉課に提出してください。

〔必要提出書類〕 … 交付申請書、診断書、写真（4×3センチメートル）1枚

●等級変更・障害名追加（再交付）

障害程度が変わったり、他の障害が加わった場合には再交付の手続きをしてください。

〔必要提出書類〕 … 再交付申請書、診断書、身体障害者手帳の写し、写真（4×3センチメートル）1枚

●紛失・破損（再交付）

手帳を紛失又は破損したときは再交付の手続きをしてください。

〔必要提出書類〕 … 再交付申請書、写真（4×3センチメートル）1枚、（破損の場合は、身体障害者手帳の写し）

●返還

手帳の交付を受けた人が死亡された場合又は障害が軽減・除去し、法に定める障害に該当しなくなったときは返還してください。

〔必要提出書類〕 … 返還届、身体障害者手帳

受付窓口（申請書類の郵送等も行いますので、詳しくはお尋ねください）

市役所 障害福祉課（電話：35-3757・3194）